

特別定額給付金の申請はお済みですか？

～申請は8月20日(木)まで～

4月27日時点で町の住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円を給付します。

世帯主の方が同一世帯全員分の申請を行うことができます。申請書は5月14日に発送しています。

申請書が届いていない方や、紛失してしまった方は申請書の再発行ができますので、期限内に申請してください。

【申請・問合せ先】 総務課 TEL366・7113

農地パトロールを実施します！

町農業委員会では、荒廃農地の発生防止や、解消、違反転用の防止と早期発見のため町内すべての農地を対象に「農地パトロール」を8月に実施します。

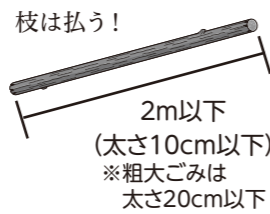
特に、耕作放棄地は雑草の繁殖による火災や病害虫の発生要因となり、隣接の住民の方や農地に悪影響を及ぼします。

農地の所有者、農地を借りて耕作されている方は、草刈を行うなど農地の適正な管理をお願いします。

【問合せ先】

川越町農業委員会(産業建設課)
TEL366・7120

野焼き禁止！ 剪定枝や刈り取った草はクリーンセンターへ



枝は払う！
家庭で剪定し、大量に発生した草木(長さ2m以下、太さ10cm以下)は、持ち込みに限り、ごみ袋に入れずに無料でクリーンセンターに搬入できます。

ご自身で持ち込めない場合や持ち込みできない草木は、指定ごみ袋に入れて「一般ごみ」として地域のごみ集積所へ出してください。集積所には1回3袋までをお願いします。

<持ち込みできない草木>

- 堆肥化する過程で支障が出るもの
- ・花や実など種子がついたもの
- ・農作物(筍の皮等)



※大きな木の幹などは、ごみ集積所へ出せません。

長さ2m以下、太さ20cm以下にして「粗大ごみ」として出してください。

野焼きは一部例外を除き、法律で禁止されています

例外的に認められている場合でも、火災や近隣の方に迷惑になる恐れもありますので、お互いが気持ちよく暮らすためにも配慮ある対応をお願いします。

クリーンセンターでは、ご家庭で大量に出たごみの受け入れも行っています(有料)。

詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ先】

朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター TEL365・9017
環境交通課 TEL366・7163

乳がん・子宮頸がん検診がはじまります

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、延期していた乳がん・子宮頸がん検診がはじまります。集団検診か個別検診のいずれかを選択して、受診してください。

集団検診

検診名	対象	検診料	7月							8月			
			10日(金)	11日(土)	13日(月)	20日(月)	22日(水)	29日(水)	30日(木)	5日(水)	11日(火)		
子宮頸がん	20歳以上の女性	700円											
子宮頸がん・HPV検査	20～50歳の女性(3歳刻み)	2,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乳がん	超音波エコー	30～39歳の女性		○	○				○				
	マンモグラフィ	40歳以上の女性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
骨粗しょう症	40～70歳の女性(5歳刻み)	500円						○					



※年齢は令和3年3月31日時点をもととする

受付時間：午前の部 午前9時～11時50分
午後の部 午後1時～3時50分

個別検診

検診名	対象	検診料
子宮頸がん	20歳以上の女性	1,800円
子宮頸がん・HPV検査	20～50歳の女性(3歳刻み)	4,300円
乳がん マンモグラフィ	41～69歳の女性(2歳刻み)	2,600円

受診期間：令和3年1月末まで

※乳がん、HPV検査、無料クーポン(子宮頸がんは21歳、乳がんは41歳)の対象者へ個別に通知。
※子宮頸がん検診を新たに希望される方や過去2年間検診を受診していない方は、町ホームページをご覧ください。

【申込み・問合せ先】 健康推進課 TEL365・1399

集団検診と個別検診のどちらか一方のみ受診できます。

<集団検診>

- 受診場所：いきいきセンター
- ※事前電話予約が必要です。

<個別検診>

- 受診場所：地域医療機関
- ※受診を希望する方は、お問い合わせください。

～マイナンバーカードを活用した消費活性化策～

9月～令和3年3月まで実施予定

国では、マイナンバーカードを使ったポイント制度(マイナポイント)として、民間のキャッシュレス決済サービス(QRコード決済、電子マネーなど)を通じて消費の活性化を図る予定です。

上限額は、2万円分の買い物やチャージに対して、5,000円分のポイント(還元率25%)が国費で付与されます。

詳しくは、マイナポイント専用サイト(QRコード)をご覧ください。



(詳しくはこちら)

【問合せ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL0120・95・0178
(マイナンバーカードの申請) 町民保険課 TEL366・7115
※マイナンバーカードの申請・交付のための日曜窓口は10ページに掲載

マイナポイントの利用

- ①マイナンバーカードの取得
申請から交付まで1か月～1か月半
- ②マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)
マイナンバーカードを使ってポイント予約をスマートフォン(一部未対応機種あり)やパソコン(ICカードリーダーが必要)から設定
※4桁の電子証明書暗証番号の入力が必要
- ③マイナポイントの申し込み(決済サービスの選択)
7月～令和3年3月
- ④マイナポイントの取得・利用
9月～令和3年3月



マイナンバーカードの申請は、お早めに！

新しい生活様式

～新型コロナウイルス感染症の対策にご協力をお願いします～

感染拡大を防ぐためには、3密(密集・密接・密閉)を避ける行動など、感染防止対策を取り入れた新しい生活様式が必要となります。

◎一人ひとりの感染防止対策(3つの基本)

- ①身体的距離の確保 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。会話をするときには、可能な限り正面を避けるなど。
 - ②マスクの着用 外出時や屋内にいるとき、会話をするときには症状がなくてもマスクを着用する。
 - ③手洗い 帰宅したらまず手や顔を洗う。手洗いは、30秒程度かけて水と石けんでいねいに洗う。
- ※高齢者や持病があるなど重病化リスクの高い方と会うときは、体調管理をより厳重にする。

(移動の対策)

- ・感染が拡大している地域への移動を控える(感染拡大地域からの移動を含む)。
- ・発症した時のために、だれとどこであったかを記録しておく。

◎日常生活での感染防止対策

- ・こまめに換気をする。咳エチケットの徹底。毎朝の体温測定や健康チェック(発熱や風邪症状があるときは無理せず自宅療養する。)など。



◆「新しい生活様式」については、厚生労働省のホームページで実践例が紹介されています。

【問合せ先】 健康推進課 TEL365・1399